

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	29	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」という。）、関西国際空港土地保有会社（以下「土地保有会社」という。）及び中部国際空港株式会社（以下「中部会社」という。）に係る法人事業税の外形標準課税である資本割の課税標準について、特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>・特例措置の内容 新関西会社及び土地保有会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定について、各事業年度の資本金等の額に5/6を乗じた額を控除する。 中部会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定について、各事業年度の資本金等の額に2/3を乗じた額を控除する。</p>		
関係条文	地方税法附則第9条第4項、第5項		
減収見込額	<p>[初年度] - (関空▲2,530、中部▲285) [平年度] - (関空▲2,530、中部▲285) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 関西国際空港（以下「関西空港」という。）及び中部国際空港（以下「中部空港」という。）は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。 関西空港、中部空港の設置・管理・運用を行う新関西会社、土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関西空港、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成24年7月1日に実施された関西空港・大阪国際空港（以下「両空港」という。）の経営統合後においては、関西国際空港株式会社（以下「関西会社」という。）は土地保有会社となり、関西空港の空港用地を保有・管理し、新関西会社に貸し付けることとなり、また、同社は空港用地に係る多額の債務を償還している。 土地保有会社の資本金は、空港建設の実施に伴う工事負担金等のため、過大となっているものであり、その性質及び目的が他の課税法人と明らかに相違することから、関西会社であった時から措置されていた、資本割の算出に係る資本金等の額の5/6を控除する軽減措置が必要である。 新関西会社は関西空港の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図るため、両空港を一体的かつ効率的に設置・管理することを目的として設立された法人であり、その資本金については、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき、国がその全額を政策的に出資したものであり、かつ、国が常時発行済株式総数を保有することが義務付けられていることに鑑み、引き続き、資本割の算出に係る資本金等の額の5/6を控除する軽減措置が必要である。 新関西会社については、平成28年度よりコンセッションを実施しており、負債も着実に返済しているものの、未だに約9,040億円（令和4年度末）もの有利子負債を抱えていることから、少なくとも現行期間の延長は必要である。 中部会社については、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の低迷により令和3年度決算にお</p>		

	いて資本欠損が生じるなど三期連続の赤字を計上しており、未だに約 2,500 億円（令和 4 年度末）もの有利子負債を抱えていることから、少なくとも現行期間の延長は必要である。
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 . . . 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標 24 . . . 「航空交通ネットワークを強化する」 業績指標 76 . . . 三大都市圏国際空港の国際就航都市数
	政策の達成目標	○新関空会社及び土地保有会社 平成 28 年度より実施しているコンセッションを着実に推進し、関西空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。 ○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	○新関空会社及び土地保有会社 平成 28 年度より実施しているコンセッションを着実に推進し、関西空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。 ○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。
	政策目標の達成状況	○新関空会社及び土地保有会社 平成 28 年度よりコンセッションを実施している。また、本特例措置により、適正な事業税負担とされ、関西空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られており、今後も令和 41 年度中の債務の完済に向け、引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。 ○中部会社 本措置により、適正な事業税負担となり、新型コロナウイルスの影響により航空需要は低迷していたが、安定的な運営を確保している。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 16 年度に措置を講じて以降、毎年度適用されており、現在の組織体系に変更がないと仮定した場合、今後も 3 件の適用が見込まれる（新関空会社、土地保有会社、中部会社）。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を支援することで、関西空港の我が国の国際拠点空港としての機能再生・強化が図られる。 ○中部会社 本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担となり、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>○新関西会社及び土地保有会社</p> <p>国 税：・土地保有会社の関西国際空港整備準備金に係る損金算入 ・関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価に係る課税の特例</p> <p>地方税：・新関西会社及び土地保有会社の業務用不動産の取得に係る非課税 ・新関西会社及び土地保有会社の業務用固定資産に係る課税標準の軽減措置</p> <p>○中部会社</p> <p>国 税：・中部国際空港整備準備金に係る損金算入</p> <p>地方税：・中部会社の業務用不動産の取得に係る非課税 ・中部会社の業務用固定資産に係る課税標準の軽減措置</p>		
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">○新関西会社（令和4年度末現在） 政府出資額 5,530 億円</td> <td style="width: 50%; border: none;">○中部会社（令和4年度末現在） 政府出資額 837 億円 令和5年度予算措置額 政府保証債 161 億円</td> </tr> </table>	○新関西会社（令和4年度末現在） 政府出資額 5,530 億円	○中部会社（令和4年度末現在） 政府出資額 837 億円 令和5年度予算措置額 政府保証債 161 億円
	○新関西会社（令和4年度末現在） 政府出資額 5,530 億円	○中部会社（令和4年度末現在） 政府出資額 837 億円 令和5年度予算措置額 政府保証債 161 億円		
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の政府保証債等による、資金調達の際の信用力の補完等により、会社の安定的な運営の確保を支援することと、本要望による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。		
要望の措置の 妥当性	<p>○新関西会社及び土地保有会社</p> <p>本特例措置により、新関西会社及び土地保有会社の財務体質が健全化され、関西空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。それにより関西空港の我が国の国際拠点空港としての機能再生・強化に資することから、本特例措置は妥当である。</p> <p>○中部会社</p> <p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、本特例措置により、同会社の財務体質の健全化が図られ、中部空港の整備・運営を円滑に行えるものとなることから、本特例措置は妥当である。</p>			

税負担軽減措置等の適用実績	本税制特例措置適用実績 (百万円)					
	減免額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	新関空会社	1,161(2)	1,161(2)	1,161(2)	1,161(2)	1,161(2)
	土地保有会社	1,370(1)	1,370(1)	1,370(1)	1,370(1)	1,370(1)
	中部会社	285(2)	285(2)	285(2)	285(2)	285(2)
	※()内は、適用件数。					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○新関空会社及び土地保有会社 課税標準（資本金等の額） 1,140,225,467千円（令和3年度）</p> <p>○中部会社 課税標準（資本金等の額） 55,778,667千円（令和3年度）</p>					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保。</p> <p>○中部会社 本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保。</p>					
前回要望時の達成目標	<p>○新関空会社及び土地保有会社 本特例措置により、関西空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>○中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p>					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○新関空会社及び土地保有会社 平成28年度よりコンセッションが実現している。また、本特例措置により、新関空会社及び土地保有会社において適正な事業税負担とされ、関西空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られており、今後も令和41年度中の債務の完済に向け、引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p> <p>○中部会社 新型コロナウイルスの影響により航空需要が低迷していたが、本特例措置による税負担の軽減等によって、中部空港の円滑な整備の促進及び安定的な運営の確保を進めているところ。今後においても、同空港に係る財務体質の健全化を支援し、国際競争力・航空ネットワークの強化へ向け、引き続き税制特例による支援が必要である。</p>					
これまでの要望経緯	<p>【関空】 創設：平成16年度（5年間） ※軽減率5/6 延長：平成21年度（5年間） ※軽減率5/6 拡充：平成24年度（2年間） ※関西国際空港・大阪国際空港の経営統合に伴い、新関空会社及び土地保有会社の2社について軽減率5/6 延長：平成26年度（5年間） ※軽減率5/6 延長：平成31年度（5年間） ※軽減率5/6</p> <p>【中部】 創設：平成16年度（5年間） ※軽減率2/3 延長：平成21年度（5年間） ※軽減率2/3 延長：平成26年度（5年間） ※軽減率2/3 延長：平成31年度（5年間） ※軽減率2/3</p>					